

秋田県告示第442号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、平成29年10月1日から施行する。

平成29年10月10日

秋田県知事 佐竹敬久

第1第9号を次のように改める。

9 条例別表第12に定める事務

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	羽後町	平成18年4月1日
2	横手市	平成21年4月1日
3	八峰町、美郷町、東成瀬村	平成23年4月1日
4	大仙市	平成24年4月1日
5	湯沢市、由利本荘市	平成26年4月1日
6	仙北市	平成27年4月1日
7	男鹿市	平成28年4月1日
8	潟上市	平成29年10月1日